

令和4年度鳥取市包括外部監査の結果に対する措置状況

事業名称	事項	担当課	詳細	措置状況	措置通知日
老人の明るいまち推進事業費	指摘事項	長寿社会課	<p>●陶芸窯及びその設置施設の管理について</p> <p>「鳥取市鹿野町老人福祉センターしかの和泉荘」の敷地内には陶芸窯が設置されており、本事業で実施される陶芸教室に通う受講生が自由に使用できる。令和3年10月13日に、その陶芸窯で火災（ぼや）が発生した。原因は、陶芸窯煙突に取り付けられる火災発生防止のための耐熱性部品の劣化によるものであった。その場に居合わせた陶芸会員が消火活動を行ったが、その後の再発防止のための対策が不十分のまま、使用が再開されている。大きな原因として、市と受託者との間で管理責任の所在が不明瞭なことが挙げられる。まずは責任と管理を誰が担うのかを整理し、その結果を必要に応じ委託契約におりこみ、必要となる予算措置がなされたうえで陶芸窯の使用開始が必要である。</p> <p>また、陶芸教室の運営上においても、次の問題点が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陶芸窯の使用に当たり、事前の申込とその許可といった書面による手続きが存在しない。 ・陶芸窯の使用時に第三者による立会がない。 ・施設を管理する者が常駐していない、又は即時に対応できる者が近隣に不在 ・陶芸窯や煙突等の定期点検を行っていない、かつ定期点検のための費用が予算されていない。 	<p>定期点検等の経費を予算化するとともに管理責任を明確化した委託契約を令和6年4月1日付で締結しました。なお、陶芸窯・木工機械の使用においては事前の申込書の提出を必須とし、陶芸窯の使用時の第三者による立会等については、職員の常駐が不可能なため、使用時の注意事項と緊急時の対応をマニュアルに決めました。その他、利用前と利用後に機器等の確認を行うチェックシートを作成しました。</p>	R6.8.30
老人の明るいまち推進事業費	指摘事項	長寿社会課	<p>●木材工作用機械の管理について</p> <p>「鳥取市鹿野町老人福祉センターしかの和泉荘」の敷地内には「創作棟」があり、その創作棟には、据え置き型の中型木材加工用機械が複数台配置されている。しかし、これらの機械について、備品台帳の記録と備付がなされていない。備品台帳を作成し、記録し備え置くべきである。</p> <p>また、この木材加工用機械は取扱いにあたり、相当の危険を伴うものであるが、使用時の立ち会いなど、安全管理についての取り決めがない。さらに、この機械の定期点検が行われておらず、定期点検のための予算措置もない。機械の破損や誤作動により、状況によっては大事故につながるおそれがあるため、定期点検や修繕を行い、使用時の安全確保のマニュアル等を整備すべきである。</p>	<p>定期点検等の経費を予算化するとともに安全管理を明確化した委託契約を令和6年4月1日付で締結しました。また、備品台帳・安全確保等のマニュアルを整備しました。</p>	R6.8.30

事業名称	事項	担当課	詳細	措置状況	措置通知日
高齢者創作交流施設管理費	指摘事項	長寿社会課	<p>●佐治町山王ふれあい会館の管理について</p> <p>佐治町山王ふれあい会館の管理は鳥取市社会福祉協議会へ委託しているとのことであるが、その委託契約書が書面で作成されていない。佐治町山王ふれあい会館の施設の鍵は複数存在し、委託先である鳥取市社会福祉協議会が保管管理（事務所ではなくパートタイム職員個人が直接管理）するほか、「山王振興協議会」の代表者個人も保管していた実態があった。施設管理の委託先が鳥取市社会福祉協議会であるとするなら、「山王振興協議会」の代表が保管している状況は不適正である。</p> <p>しかし、「山王振興協議会」は、佐治町山王ふれあい会館を丁重に使用し、施設周辺の除草活動を行うなど、地域一体となり施設の保全に取り組んでいる実態もある。実態に即した形で、佐治町山王ふれあい会館の施設の管理委託者は誰か、また鍵は誰が管理するのかなど、管理責任の所在を委託契約書などの書面により明確にすべきである。また、施設鍵について、その書面の取り決めに沿って管理し、鍵管理台帳の作成指導や定期検査を通じて適正な管理指導を行うべきである。</p>	令和6年4月1日付で山王振興協議会と佐治町山王ふれあい会館施設管理委託契約を締結しました。また鍵管理台帳を整備し、適正な管理指導を実施します。	R6.8.30
児童館運営費	意見	幼児保育課	<p>●修繕工事の一括発注について</p> <p>児童館修繕費のうち、下佐貫児童館外壁補修と下佐貫児童館軒天修繕の2つの修繕工事は同じ業者が同時期に修繕工事を行っているが、別々に契約を行っている。2つの修繕工事について、業者から提出された見積書では、足場設置・撤去費用として、それぞれ52,800円計上されているが、仮に、資産活用推進課の指摘事項とした案件ごとにそれぞれ見積・発注するのではなく、外壁補修と軒天修繕の2つの工事を一括で発注した場合、同一施設の同時期の修繕工事であれば、足場設置・撤去が1回で済み、足場設置・撤去費用のコスト削減や契約・支払事務作業の効率化となる可能性が考えられる。今後は、同一施設において、同時期に同じような修繕工事を行う場合には、修繕工事をまとめて一括発注することより、修繕工事費用が削減される可能性も考慮して発注を行うことが望まれる。</p>	令和6年度の修繕工事から、同一施設、同時期における修繕は一括発注をするようにしました。	R6.8.30
森・里山等自然保育事業費	指摘事項	幼児保育課	<p>●補助金等交付額確定通知書の日付について</p> <p>認定NPO法人ハーモニカレッジに対する補助金については、令和4年4月10日付で実績報告書の提出があり、所管課が審査を行い、補助金の額を確定し、補助金交付先に通知しているが、補助金等交付額確定通知書の日付が「令和4年3月31日」となっており、実績報告書の提出日付よりも早い日付となっている。所管課が作成している補助金の額確定についての伺いの起案日は令和4年4月27日となっているため、補助金等交付額確定通知書の日付は令和4年4月27日以降の日付にする必要がある。</p>	令和5年度分から、額確定通知の日付は額確定についての伺いの決裁日以降の日付とするようにしました。 当該事業の実績報告については、令和6年4月10日付で提出され、額の確定は令和6年5月14日に行いました。	R6.8.30

事業名称	事項	担当課	詳細	措置状況	措置通知日
森・里山等自然保育事業費	指摘事項	幼児保育課	<p>●補助金等返還命令書の日付誤りについて</p> <p>NPO法人鳥取・森のようちえん・風りんりんに対する補助金については、令和4年4月10日付で実績報告書の提出があり、所管課が審査を行い、補助金の額を確定し、補助金の減額による返還の通知を補助金交付先へ通知しているが、補助金等返還命令書の日付が「令和3年4月18日」となっており、命令書に記載されている返還期限も「令和3年5月19日まで」となっている。命令書に記載する年の記載誤りと考えられるが、補助金等返還命令書は公文書であることから日付の記入には誤りがないように十分に注意する必要がある。</p>	<p>今後補助金等返還命令書を通知する際には、日付に十分注意します。返還命令書に限らず、他の通知などに関しても同様に注意を払うこととします。なお、当該補助金については、令和6年4月10日付で実績報告書が提出され、審査の後額確定通知書を令和6年5月14日に発出し、同額精算となったため、返還は生じず、補助金等返還命令は発出しませんでした。</p>	R6.8.30
保育環境改善等事業費（新型コロナ臨時交付金（国3次補正））	指摘事項	幼児保育課	<p>●補助事業等実績報告書の提出日について</p> <p>補助金の交付にあたっては、「鳥取市保育環境改善等事業費（新型コロナウイルス感染症対策支援事業）補助金交付要綱」において、実績報告書の提出期限が定められているが、当該期限を過ぎている事案が散見された。期限内の提出となるよう、指導監督を徹底されたい。</p>	<p>保育環境改善等事業費（新型コロナウイルス感染症対策支援事業）に関して、令和6年度の実施はありませんが、令和4年度以降は実績報告書の提出期限内に提出され、適正に処理を行っています。</p>	R6.8.30